

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)	
地域名 (地域内農業集落名)	下谷地区 (小杉山、黒沢、出ヶ原、牛尾、山口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 14 日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内では農業従事者の高齢化が進み、担い手が不足している。現在、本地域では農地が多い牛尾地区にある農業法人が中心的な担い手となり地域の農業を支えているが、農業法人においても構成員の高齢化が進んでおり、後継者の確保が課題となっている。

また、地域内では法人への集積・集約が進み、農業機械が大型化し、山間地の狭小農地における作付けにおいては効率化を図ることが困難な状況となっている。

当初、山間部から始まった有害鳥獣等被害(特にイノシシ)が、近年は地区のほぼ全域で確認されており営農を阻害する大きな要因になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現時点で耕作されている農地は、できる限り継続して耕作を続ける。
- ・地域外から耕作者の参入を検討する。検討の結果、困難である場合は農地保全について西会津町農業公社等への委託を検討していく。
- ・今後、耕作が困難となる農地は粗放的管理とし、守るべき農地との区分分けが必要と思われる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、農地の集約化を進め遊休農地化を防ぐ。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者不在の農地については担い手や農地所有者の意向を考慮し、農地中間管理機構を活用して、利用できる農地から段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組む予定無し。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、JA、西会津町農業公社等の関係機関と連携し、地域に経営体を呼び込む取組みを行うと共に、自治区としても経営体へ必要な支援を行い地域全体で多様な経営体の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地の保全管理については、西会津町農業公社等と連携して取り組んでいく。また、耕作についても、任せられる作業等は農業支援サービス事業者へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣の被害発生状況に応じ団地ごとに電気柵等で、鳥獣被害防止を図る。
 ⑦耕作が困難になっても周囲の農地へ影響がない様に農地の保全管理を継続する。
 ⑩地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地域住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。